

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関です。

> 入院基本料に関する事項 (人員配置は満床が1年間継続した場合の数値)

◇ 1病棟 60床 (精神療養病棟入院料)

当病棟では1日に12人以上の看護要員が勤務しており、そのうち半数は看護職員(うち2割以上が看護師)です。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

午前8時45分～午後4時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 8名以内

午後4時45分～午前8時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 30名以内

◇ 2病棟 53床 (精神科急性期治療病棟入院料1)

当病棟では1日に13人以上の看護職員が勤務しており、うち4割以上が看護師です。また1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

午前8時45分～午後4時45分

看護職員1人当たりの受け持ち患者様の数 8名以内

午後4時45分～午前8時45分

看護職員1人当たりの受け持ち患者様の数 30名以内

◇ 3病棟 59床 (精神病棟入院基本料 15対1)

当病棟では1日に12人以上の看護職員が勤務しており、うち7割以上が看護師です。また1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

午前8時45分～午後4時45分

看護職員1人当たりの受け持ち患者様の数 8名以内

午後4時45分～午前8時45分

看護職員1人当たりの受け持ち患者様の数 30名以内

◇ 5病棟 60床（精神療養病棟入院料）

当病棟では1日に12人以上の看護要員が勤務しており、そのうち半数は看護職員（うち2割以上が看護師）です。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

午前8時45分～午後4時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 8名以内

午後4時45分～午前8時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 30名以内

◇ 6病棟 48床（精神療養病棟入院料）

当病棟では1日に10人以上の看護要員が勤務しており、そのうち半数は看護職員（うち2割以上が看護師）です。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

午前8時45分～午後4時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 8名以内

午後4時45分～午前8時45分

看護要員1人当たりの受け持ち患者様の数 30名以内

> 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

> 入院時食事療養費について

当院は、「入院時食事療養費（I）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。